

岩手県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
新里医院	遠野市穀町13番1号	平成27年2月10日
植田医院	上閉伊郡大槌町小鎗第23地割23番地1	平成27年2月23日
藤井デンタルクリニック	釜石市只越町三丁目26番1号	平成27年2月26日